

ど存じですか？ 国民年金のあれこれ

平成25年度の国民年金の保険料は

月額 **15,040円**です。

保険料は、割引が受けられる口座振替や前納制度をご利用ください。

*国民年金についてのご相談・お問い合わせは下記へ

★市民課年金保険係 ☎ 1114

★市民福祉課市民係 ☎ 1331 (内線333)

★熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012

「学生納付特例制度」の申請を受け付けています

20歳以上の人は、国民年金に加入し、保険料を納めることになっていきます。

ただし、学生で収入が少ないなどの理由で、保険料を納められない場合には、「学生納付特例制度」があります。

この制度を利用すると、申請して承認を受けると、申し在学期間中の保険料を後払いすることができま

す。承認期間は年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されます。

また、事故や病気などによる障害・死亡のときの障害基礎年金又は遺族基礎年金の納付要件にも算入されます。

申請手続きは

○すでに承認を受けている人

平成24年度に学生納付特例制度を受けていて、平成25年度以降も在学期間があると申し出た人には、日本年金機構・熊谷年金事務所から、引き続き特例制度を継続するか確認する通知が3月下旬に送付されています。

引き続き制度を受けたい人は、通知書に同封されている返信用はがきに必要事項を記入し、返送してください。

○初めて申請する人

初めて申請をする人や通知が届いていない人、学校が変わった人は、手続きが必要です。

受付場所 市民課 (市役所1階)、市民福祉課(総合支所)
用意

- ・年金手帳
- ・新学年の学生証(コピー可)又は在学証明書
- ・印鑑(朱肉を使うもの)

申請はお早めに

申請が遅れても平成25年4月分まで遡って承認されますが、申請日前に生じた事故や病気による障害・死亡について障害基礎年金又は遺族基礎年金が受け取れなくなる場合がありますので、早めに申請してください。



国民年金の追納制度

学生納付特例制度などの免除制度を受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されま

す。しかし、受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合より少なくなりま

す。このため、これらの期間は10年以内(たとえば、平成25年5月分は平成35年5月末まで)であれば、あとから保険料を納付(追納)できるようになっていま

す。将来、受け取る年金額を増額するために、追納することをお勧めします。保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に「経過期間に応じた加算額」が上乘せされます。

「カラ期間」はありませんか

「カラ期間」とは、年金額には反映されませんが、25年の受給資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と国民年金の納付済み期間、厚生年金等加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老

齢基礎年金の受給資格期間を満たしたことになります。

主なカラ期間は、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった期間など、次の4つの期間のうち、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間とされています。

- ① 厚生年金等の加入者の配偶者で任意加入しなかった期間 (昭和61年3月以前)
- ② 学生で任意加入しなかった期間 (平成3年3月以前)
- ③ 海外に住んでいた期間
- ④ 厚生年金等から脱退手当金を受けた期間 (昭和61年3月以前。ただし、昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限りま

す。 ※これらのカラ期間があると思われる人は、年金の受給資格期間に含まれますので、市民課もしくは市民福祉課又は年金事務所に相談してください。

＊カラ期間は、障害や遺族基礎年金の受給に必要な資格期間にも含まれます。



年金の請求先

すべての年金は、受給する資格があっても本人の請求がなければ支給されません。忘れずに請求しましょう。

手続き

- 国民年金のみに加入している人：市民課・市民福祉課
- 厚生年金加入者に扶養されている期間のある配偶者や厚生年金の加入期間のある人：年金事務所
- 共済年金加入期間のある人：共済組合

※共済年金と厚生年金、国民年金の加入期間がある場合は、共済組合と年金事務所へ請求手続きが必要です。

年金に関するお問い合わせや届出、また年金請求の際には、必ず基礎年金番号を 사용합니다ので、年金手帳・基礎年金番号通知書は大切に保管してください。



人権擁護委員を紹介します

○人権相談

日時 毎月第2・第4火曜日 午後1時～4時

会場 セルディ1階小会議室（第2火曜日）、市役所1階市民相談室（第4火曜日）

※費用は無料です。秘密は厳守します。

★市民活動推進課 ☎ 1118

○啓発活動

小中学生を対象に、思いやりの大切さを伝える「人権教室」や「人権の花運動」、また「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子供達からの手紙による相談にも対応しています。



新井 民蔵
(児玉町小平)



門倉 英幸
(四方田)



丸山 久夫
(児玉町高関)



新井 行雄
(西富田)



中野 英枝
(久々宇)

ご利用ください 人権相談

6月1日は、「人権擁護委員の日」です。熊谷人権擁護委員協議会では、「人権擁護委員の日」の行事として、人権に関する特設相談所を開設します。

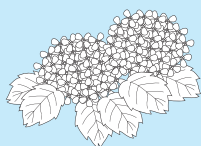
相談は無料、秘密は厳守します。

日時 6月3日(月) 午後1時～4時

会場 市役所1階市民相談室、セルディ1階小会議室

※お問い合わせは下記へ

★さいたま地方務局熊谷支局 ☎ 048-524-8805



永尾 齋二
(児玉町児玉)



堀越 玉江
(児玉町飯倉)



依田 由美子
(小島南2丁目)



今井 菊雄
(児玉町元田)



桂田 晴美
(栗崎)



山口 明
(日の出2丁目)